

元保険医療機関の指定の取消相当及び保険医の登録の取消し

厚生労働省九州厚生局は、令和6年5月30日付けで、元保険医療機関に対し指定の取消相当の取扱いを、また、保険医に対し登録の取消処分を行いました。

この処分等は、実際には行っていない保険診療を行ったとするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるほか、同医療機関の開設・管理者である保険医が禁錮以上の刑に処せられたことによるものです。(不正請求額 約86万円)

なお、今回の処分等にあたっては、令和6年5月23日に開催された九州地方社会保険医療協議会において、同取扱い及び処分が妥当との建議及び答申がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出され、行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

- ① 名称 医療法人 幸神クリニック
- ② 所在地 福岡県北九州市八幡西区幸神2丁目1-21
- ③ 開設者 医療法人 幸神クリニック 理事長 中村 外士雄 (なかむら としお)

(2) 指定の取消相当地月日

令和6年5月30日

※ 当該保険医療機関は指定期間満了(令和5年11月30日)に伴う更新手続きが未了のため、令和5年12月1日より保険医療機関ではなくなったことから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

2 保険医の登録の取消し

(1) 保険医の氏名等

氏名 中村 外士雄 (なかむら としお) 74歳

(2) 登録の取消年月日

令和6年5月30日

(3) 根拠条文

健康保険法第 81 条第 3 号及び第 5 号

3 診療報酬の不正請求等

監査において確認した不正請求に係るレセプト件数及び金額

(平成 26 年 10 月分～平成 29 年 8 月分)

不正請求 2 名分 レセプト 64 件 863,366 円

4 取消処分等の主な理由

(1) 不正請求

① 架空請求

実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には診療録に初診の記載のある月以外の月については診療していないにもかかわらず、診療したものとして診療報酬を不正に請求していた。

② 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には行っていない外来診療の日数を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

③ その他の請求

保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 患者又は患者家族の求めがないにもかかわらず、往診を行い、診療報酬を不正に請求していた。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと

中村外士雄医師（以下「中村医師」という。）は、平成26年11月10日から平成29年9月9日までの間、国民健康保険の被保険者2名を診療した旨の内容虚偽の診療報酬明細書を福岡県国民健康保険団体連合会へ、あたかもその記載どおりに診療したように装って診療報酬を請求し、1,216,140円を詐取したとして、令和2年2月28日、詐欺罪とあわせて保護責任者遺棄致死罪により福岡地方裁判所から懲役7年の判決を受けた。なお、中村医師は同判決を不服として控訴したものの、同年9月10日に福岡高等裁判所が控訴を棄却、さらに上告したが、最高裁判所が上告を棄却し、令和3年2月11日に刑が確定した。

5 監査を行うに至った経緯等

- (1) 平成30年6月、九州厚生局指導監査課に福岡県警察本部（以下「福岡県警」という。）の職員が来所し、医療法人 幸神クリニック（以下「幸神クリニック」という。）の開設・管理者である中村医師の妻が平成29年4月に亡くなり、その死因が薬物中毒であったため、殺人罪を視野に捜査していたところ、複数の患者から、幸神クリニックを受診していないにもかかわらず診療報酬が請求されている旨供述が得られた。また、架空請求についても立件し逮捕する予定であり、カルテやレセプト等を押収し検証しているが、どのように整理すればいいのかとの相談があった。
- (2) 平成30年8月、福岡県警から、診療報酬を詐取していた疑いで中村医師を逮捕した旨の電話連絡があった。
- (3) 令和2年2月、福岡地方裁判所小倉支部において、中村医師に対して保護責任者遺棄致死罪及び詐欺罪（診療報酬の不正請求）により懲役7年の判決が出された旨の報道がなされた。

また、中村医師は控訴するも令和2年9月に控訴が棄却、さらに上告するも令和3年1月に上告が棄却され、その後異議の申立てを行うも当該申立てが棄却され、令和3年2月に判決が確定した。
- (4) 令和4年1月、福岡地方検察庁小倉支部へ赴き、福岡県警及び福岡地方検察庁小倉支部が中村医師の取り調べの際に作成した供述調書の提供を受けた。供述調書には、診療報酬詐欺事件について中村医師が関与している内容が記載されていた。
- (5) 以上のことから、診療内容及び診療報酬の請求に不正又は著しい不当の疑義が生じたため、令和5年5月26日から同年10月19日まで計3回の監査を実施した。